

# 11月は児童虐待防止推進月間です

**問** 子育て支援課児童家庭係(あすてらす内) ☎72-6666

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、地域全体で取り組むべき重要な課題となっています。あなたの気付きが子ども、保護者そして家族を救います。ためらわず児童相談所虐待対応ダイヤルへ早期の連絡をお願いします。



## 「もしかして?」ためらわないで! いちはやく 189

189は、子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするためのダイヤルです。

電話は、近くの児童相談所につながります。匿名でも連絡でき、秘密は守られます。



児童虐待には、大きく分けて次の4つがあります

- ①身体的虐待(殴る、蹴るなど)
- ②性的虐待(性的行為を見せるなど)
- ③ネグレクト(食事を与えない、ひどく不潔にするなど)
- ④心理的虐待(言葉による脅し、無視するなど)

### こんなときはすぐお電話ください

- 「あの子、もしかしたら虐待を受けているかも」と思ったとき
- 子育てがつらくて、つい子どもにあたってしまう
- 身の周りで子育てに悩んでいる人がいる

## ヤングケアラーのこと、知っていますか

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さから、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともあります。

### ヤングケアラーの人・ヤングケアラーが身近にいる人へ

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが。しかし学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じたりしている場合は、少し注意が必要です。自分のことや家のことを話すのは勇気がいると思いますが、あなたの話を聞いて、共感し、サポートしてくれる人は必ずいます。学校の先生、親戚、友達など信頼できる相手に相談してみましょう。



小郡市子ども総合相談センター	☎72-7480(通話料がかかります) 月～金曜の9時～16時半 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
24時間子供SOSダイヤル	☎0120-0-78310(なやみいおう)(通話料無料) 24時間(年中無休)
子どもの人権110番	☎0120-007-110(通話料無料) 月～金曜の8時半～17時15分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)